大分大学工学部ＪＡＢＥＥ推進委員会規程

平成１６年４月１日制定
平成１６年工学部規程第２４号

（設置及び目的）
第１条　大分大学工学部におけるＪＡＢＥＥ（日本技術者教育認定機構）の資格認定を推進するため，学部共通課題を検討・調整し，情報共有等について審議することを目的として，大分大学工学部ＪＡＢＥＥ推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（構成及び任期）
第２条　委員会は，次の各号に掲げる委員をもって構成する。
（１）　学部長
（２）　教育研究評議会評議員
（３）　教務委員長
（４）　各学科等から選出された教授各１名
２　前項第４号の委員の任期は２年とし，学部長が任命する。

（委員長）
第３条　委員会に委員長を置き，学部長をもって充てる。
２　委員長は，委員会を招集し，その議長となる。
３　委員長に事故あるときは，あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

（会議）
第４条　委員会の会議は，委員の過半数の出席がなければ，議事を開くことができない。
２　委員会の議事は，出席した委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（会議の特例）
第５条　前条の規定にかかわらず，議長が，定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で，書面又は電子メールにより会議を開催する必要があると認めるときは，議事を開き，議決をすることができる。
２　前項の議事については，前条第２項の規定を準用する。この場合において「出席した委員」とあるのは当該議事に参加したものとする。
３　第１項の場合において，議長は，当該議事の結果について委員が出席して開催される次の会議において報告しなければならない。

（委員以外の出席）
第６条　委員会が必要と認めたときは，委員以外の者を会議に出席させ，意見を聴くことができる。

（専門部会）
第７条　委員会は，必要に応じ専門部会を置くことができる。
２　専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は，委員会が別に定める。

（事務）
第８条　委員会の事務は，理工学部事務部において処理する。

附　則
１　この規程は，平成１６年４月１日から施行する。
２　この規程の施行後，最初に任命される第２条第１項第４号の委員の任期は，第２条第２項にかかわらず，平成１７年３月３１日までとする。

附　則（平成１７年工学部規程第３７号）
この規程は，平成１７年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年工学部規程第５号）
この規程は，平成１９年５月９日から施行し，この規程による改正後の大分大学工学部ＪＡＢＥＥ推進委員会規程の規定は，同年４月１日から適用する。

附　則（平成２３年工学部規程第１号）
この規程は，平成２３年３月２日から施行し，この規程による改正後の大分大学工学部ＪＡＢＥＥ推進委員会規程の規定は，平成２２年７月１日から適用する。

附　則（平成２６年工学部規程第１７号）
この規程は，平成２６年６月４日から施行する。

附　則（平成２９年工学部規程第１６号）
この規程は，平成２９年４月１日から施行する。